

用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第85条第4項第1号	6月以内	6月以内に新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により耐震改修（法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）をして自己の居住の用に供することができなかつたことにつき省令で定めるところにより証明がされること並びに当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内
附則第5条の11第2項第3号及び附則第5条の13第2項第3号	6月以内	6月以内に新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により耐震改修をして自己の居住の用に供することができなかつたことにつき省令で定めるところにより証明がされること並びに当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内
附則第5条の14第1項第1号	住宅を取得した日から6月以内に法第73条の27の2第1項に規	取得した住宅に耐震改修

に次の1項を加える。

(8) 法附則第59条第2項の規定による申請書（徴収 猶予の特例申請書）	第37号様式
---	--------

第37号様式を次のように改める。

第37号様式 (第20条関係)



整理番号

徴収猶予申請書 (特)

富山県総合県税事務所長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等
住所 所在地 電話番号 () 携帯電話 () 申請年月日 年 月 日
氏名 名称 印
納付又は納入すべき税
年度 税目 納期限 税額 本税以外(延滞金等) 納付書番号等 猶予を希望する期間
新型コロナウイルス感染症等の影響

2 猶予額の計算 (注) 会計ソフト等で作成した試算表等で代用いただいても構いません。
(1) 収入の減少の状況等
令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。
収入減少率
支出平均額

税理士署名押印 印 電話番号 税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等					
当面の運転資金等 (⑫×6 (6箇月分))	円	+	今後6箇月間に予定されて いる臨時支出等の額	円	
			=	当面の支出見込 額 (⑬)	円
(3) 現金・預貯金残高					
※職員記入欄 <input type="checkbox"/> 一時納付・納入が困難であることを証する書類 (預金通帳、現金出納帳等) <input type="checkbox"/> 聴取					
	金額		金額		
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計 (⑭)	円
(4) 納付可能金額					
⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =				納付可能金額 (⑮)	円 (マイナスの場合は0)
(5) 猶予を受けようとする金額					
(①+②) 納付・納入すべき税	円	-	(⑮) 納付可能金額	円	=
			猶予額		
円					
3 その他の猶予申請 (他の猶予の申請を併せて希望する場合)					
<input type="checkbox"/> この申請が許可されなかった場合は、他の猶予制度 (換価の猶予) の適用を希望します。					

第47号様式の4備考3(3)中「においては」を「には」に改め、「書類」の次に「(法附則第60条第1項の規定の適用がある場合には、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)及びそのまん延防止のための措置の影響により法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内に自己の居住の用に供することができなかつたことにつき地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定めるところにより証明がされること並びに当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に令第37条の18第3項第2号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類)」を加える。

第79号様式(2)備考3及び第79号様式(8)備考3中「6箇月」を「6月」に、「足る」を「足りる」に改め、第79号様式(2)の備考3及び第79号様式(8)備考3に次のただし書を加える。

ただし、同法附則第60条第1項の規定の適用がある場合には、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)及びそのまん延防止のための措置の影響により地方税法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修をして当該家屋をその取得の日から6月以内に自己の居住の用に供することができなかつたことを証明するに足りる書類並びに当該家屋の当該耐震改修の日から6月以内に当該耐震基準に適合するものとなるものであることを証明するに足りる書類を添付してください。

第80号様式(2)備考3中「足る」を「足りる」に改め、同様式備考3に次のただし書を加える。

ただし、法附則第60条第1項の規定の適用がある場合には、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該住宅をその取得の日から6月以内に自己の居住の用に供することが

この訓令は、公表の日から施行する。

(税 務 課)
